

スクールソーシャルワーカー（SSW）通信

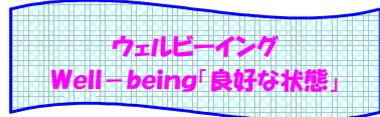
令和6年度第1号（令和6年4月）

スクールソーシャルワーカー（SSW）の鈴木正美です。今年で3年目になります。よろしくお願いいたします。

平成20年度からSSWが配置されていますが、SSWの周知や正しい理解が不足していると言われていました。そこで、SSWの紹介をいたします。

文科省は「SSWは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と定義しています。

平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、学校の中で身分が法的に位置づけられました。



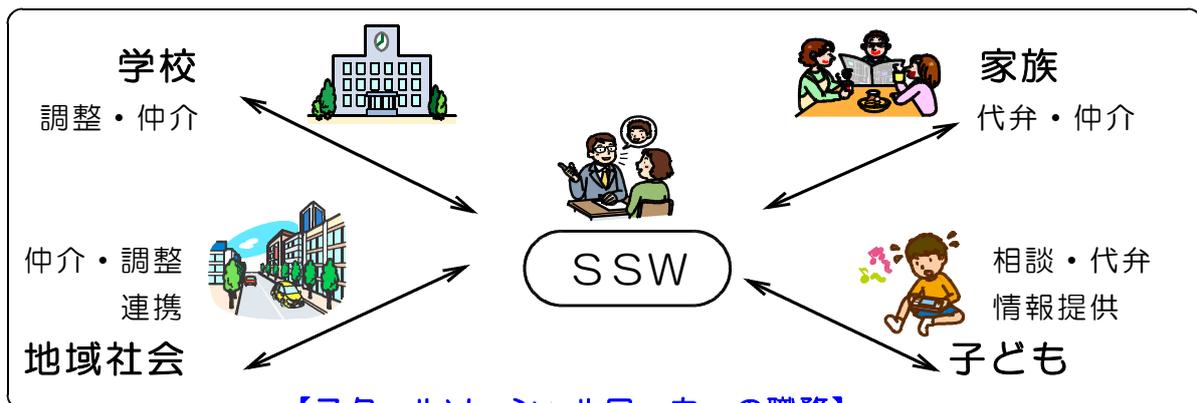
学校教育法施行規則

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用)

昨年は、各学校・関係機関と連携して（学校訪問・家庭訪問・関係機関訪問を約100回など）児童生徒や家庭への支援を行ってきました。

今後も日々研鑽に励み、子どもに寄り添い、子どもを取り巻く家庭環境や生活環境、友人関係などが望ましい状態になるよう問題の解決を図るために活動します。

お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。



【スクールソーシャルワーカーの職務】

スクールソーシャルワーカー（SSW）鈴木正美

【連絡先】 寄居町教育サポートセンター TEL 048-580-2052

火曜日・木曜日 午前9時～午後4時